「AI 契約レビューサービスと弁護士業務の該当性」

iTL 先端的プロジェクト奨学金 最終報告書 2024/02/21 中央大学国際情報学部 小向ゼミ3年 小暮匠

現在,リーガルテックの分野は成長が著しく,今後もさらなる発展が見込まれている.一方で,契約書自動チェックなどのサービスは弁護士法 72 条の非弁行為を禁じる規定に当たる可能性があることが指摘されている.しかし,具体的にどのようなサービスが弁護士法 72 条違反となるのかは必ずしも明確になっているとはいえない.このような状況は,サービス提供者の不安を煽り,今後のリーガルテックの発展を阻害する可能性がある.

本報告は,リーガルテックに関わる弁護士業務について米国と日本の制度を比較し,リーガルテックサービスの合法性判断への示唆を得ること,また,生成 AI の利用によって生まれるリーガルテックにかかわる新たなサービスについて知ることを第二の目的とする.

第1章 はじめに

1-1 背景・目的

リーガルテックとは、法務に IT を導入し、裁判や契約に関する事務作業などの効率化を図ることである。AI 契約レビューサービスは、そのリーガルテックの一つであり、AI を使って顧客の契約書を審査するサービスである.リーガルテック市場は国際・日本市場ともに発展が著しく、今後も成長が期待されている.

一方,法律実務の中には,弁護士にのみ許可されている「独占業務」が弁護士法 72 条で定められている。これらの行為を無資格者が無断でおこなうことが「非弁行為」と呼ばれている。AI 契約レビューサービスは,法律に関わる審査や助言を含んでいることから,「独占業務」に該当し,違法なサービスなのではないかとの見解がこれまであった。こういった制度上の不明確さは,事業者やサービスの利用者に不安感や混乱を招き,結果として健全な技術やサービスの展開を阻害する恐れがあると考える。

現在までに実際に提供されているリーガルテックサービスで,弁護士法 72 条との関係が問題となったものとして,AI 契約レビューサービスがある.これについては,すでに法務省の見解が示されている.

そこで,本研究では,まずこれまでの弁護士法 72 条に関わる裁判例を比較・位置付けを確認し,日本の現在の制度や基準を明らかにした.そして,その結果を踏まえ,弁護士の独占業務のあり方について検討する.

1-2 構成

本研究では、その示唆を得るために下記の2点について研究をおこなった.

- AI を利用したリーガルテックサービスにはどのような法的課題があるのか
- 生成 AI によって生まれる可能性のある新たなサービスにはどのようなものがあるのか

本報告では、まず日本の現在の制度についてまとめる.AI 契約レビューサービスの提供にかかわる弁護士業務についての日本の制度は、弁護士法 72 条を中心に規定がある.そのため、最初に弁護士法 72 条の解釈について、過去の裁判例を挙げながら説明する.その後、2023 年 8 月に新たに法務省から出されたガイドラインを中心に法務省の見解を整理する.

次に,米国の制度についての調査をまとめる.米国においては,州ごとに弁護士業務についての規定が定められており,弁護士業務の範囲や規定に関する特徴についてまとめる.その上で,リーガルテックの提供が弁護士の独占業務にあたるかどうかが争われた裁判例から,リーガルテックの提供に関わる米国の制度を考察する.

次に,リーガルテックサービスの現状について,日本と米国それぞれの契約レビューサービスについて,特に生成 AI を利用したサービスの状況と今後の展望を考察する.

AI を利用したリーガルテックサービスの法的課題については,日本と米国のケースについて調査する.また,生成 AI によって生まれる可能性のある新たなサービスについては,現在のサービスでの活用状況と今後の展望・法的課題に分けて検討する.

第2章日本の制度

2-1 制度の概要

AI 契約レビューサービスの提供にかかわる業務として弁護士業務が挙げられる.弁護士業務については,弁護士法 72 条を中心に規定がある.そこで 2-2 において弁護士法 72 条が禁止する行為に該当するための各要件の解釈について過去の裁判例と共にまとめる.2-3 では,AI 契約レビューサービスと弁護士法 72 条の関係について法務省の立場をまとめる.

2-2 弁護士法

弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)は次のように規定している.

「弁護士又は弁護士法人でない者は,報酬を得る目的で訴訟事件,非訟事件及び審査請求,再調査の請求,再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定,代理,仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い,又はこれらの周旋をすることを業とすることができない.ただし,この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は,この限りでない.1

弁護士法72条の立法趣旨については,最大判昭和46年7月14日「関係人らの利益をそこね,法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ,ひいては法律秩序を害する」行為を「禁圧するため²」としている.

¹ 弁護士法第 72 条 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC1000000205

² 最大判昭和 46 年 7 月 14 日 刑集 25 巻 5 号 690 頁

なお,同条の規定を違反した者は,「二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金³」に処される. さて,本研究で扱う契約書レビューサービスが,同条の非弁行為に該当する可能性があるとされているのは,主に2つの要件の解釈が分かれているからである.

まず,同条の「その他一般の法律事件」に関して「鑑定,代理,仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱」うことに該当する可能性があるからである.サービスの対象となる契約等は,「訴訟事件,非訟事件及び審査請求,再調査の請求,再審査請求等行政庁に対する不服申立事件」には該当しない.したがって,「その他一般の法律事件」に該当するかどうかが問題となる.

次に、「鑑定」とは「法律上の専門知識に基づいて法律事件について法律的見解を述べること」、「代理」とは「当事者に代わり当事者の名において法律事件に関与すること」、「仲裁」とは「当事者間の紛争を仲裁判断をなすことによって解決すること」、「和解」とは「争っている当事者に互いに譲歩することを求め争いをやめさせること⁴」、「その他の法律事務」とは「鑑定、代理、仲裁若しくは和解」の定義に入らないもの全てを指す⁵とされている。契約書レビューサービスは契約書の作成や修正が主なサービスの内容であるから、契約書レビューサービスは「鑑定」か「その他の法律事務を取り扱」うことに該当するのかが問題となる。

よって,次項以降で「その他一般の法律事件」と「鑑定・・・その他の法律事務」の解釈についてこれまでの裁判例を含めて論じる.

2-2-1 その他一般の法律事件

2-1-1-1 概要

弁護士法 72条の「法律事件」に該当するためには,「事件性」が必要であるという見解(事件性必要説)と「事件性」は必要とならないとする見解(事件性不要説)があり,「法律事件」の意義についての見解が分かれている.事件性とは「法律上の権利義務に関し争いや疑義があり,又は,新たな権利義務関係の発生する案件⁶」とされ,ここでは契約書チェックサービスで利用される契約書の事案が「法律事件」として認められるのかが問題となる.

2-1-1-2 事件性必要説

「事件性必要説」とは,弁護士法 72 条における「その他一般の法律事件」に該当するためには「実定法上事件と呼ばれている案件及びこれと同視し得る程度に法律関係に争いがあって事件と表現され得る案件でなければならない⁷」とする見解である.論拠としては「72 条により禁圧される範囲が広くなり,不当に処罰対象が拡大される⁸」こと,弁護士の職務範囲に関する法 3 条の表現(「その他一般の法律事務」)とわざわざ異なった狭い表現(「法律事件」)を使っていることや「現代における法律分野の拡大に伴い・・・権利義務関係の対立のある案件は全て『法律事件』

³ 弁護士法第77 条 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC1000000205

⁴日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)653頁.

⁵日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)653頁.

⁶日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)647頁.

⁷日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)647頁.

 $^{^8}$ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)36 頁.

に該当するとすれば,処罰の範囲が著しく拡大してしまい,不当⁹」であるとされていることが挙げられる.

事件性必要説を支持したとされる判決に,札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日がある.この事案では,ある株式会社が既存の事業とは別に,新しく不動産事業を始めることを計画し,原告からで購入した土地を担保に,その土地を宅地に造成したうえ分譲をするために必要な資金を融資して欲しい旨の申込みを原告から受け被告はこれを承諾した.司法書士新田豊はそれに際し,1,被告と原告の間の根抵当権設定契約の締結 2.その登記 3.被告と原告の間の代物弁済契約の締結を委任した.

この事案について,司法書士に根抵当権設定契約の締結とその登記,代物弁済契約の締結を委任したことは弁護士法第72条の「一般の法律事件」に当たらないとの判断を示した.弁護士法第72条の「一般の法律事件」を「社会において行われている無数の正常な法律行為の委任およびこれに伴う代理権の授与,そしてその代理権に基づく代理行為のほとんどすべてを禁止し,弁護士でなければこれをすることができない旨定めたものと解することは困難」であり,「根抵当権設定契約および代物弁済契約は金融取引の正常な過程においてなされたものということができる」ため,弁護士法第72条の「一般の法律事件」について,「同条に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがありあるいは疑義を有するものであること,いいかえれば『事件』というにふさわしい程度に争いが成熟したものであることを要すると解すべき10」という判断を示した.

2-1-1-3 事件性不要説

また,事件性必要説をとって,事件性があって弁護士法 72 条違反が認められるケースが発生すると,違反者が罰せられるだけでなく,その違反者と依頼者がした委任契約が無効になる恐れがある. よって,委任契約で定められていた代理行為も無効になるという可能性が生じるとの事件性必要説の批判¹⁵がある.

2-1-1-4 裁判例の傾向

最高裁第一小法廷平成 22 年 7 月 20 日では、「弁護士資格等がない者らが、ビルの所有者から委託を受けて、そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるな

⁹日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)648頁.

¹⁰ 札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日判タ 251 号 305 頁.

¹¹ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)36 頁.

¹² 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)648頁.

¹³ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)38 頁.

¹⁴ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)37 頁.

¹⁵ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)38 頁.

どの業務を行った」事案について、「立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」とし「その他一般の法律事件」に該当するとの判断を示した¹⁶.「(弁護士法 72 条) に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがありあるいは疑義を有するもの」、「『事件』というにふさわしい程度に争いが成熟したもの¹⁷」とした前述の札幌地裁判決とは異なり、法的紛議があれば「一般の法律事件」に該当するとした。他の裁判例もこの最高裁判決と同様の判断を下している¹⁸.

以上のことから,裁判例の傾向としては,「純粋な事件性必要説は採用せず,少なくとも紛争の可能性があるか,新たな権利義務関係の発生があれば弁護士法72条の適用がある,あるいは,事件性そのものを不要としているとも理解でき19」るとする見解もある.

2-2-2 鑑定その他の法律事務

2-2-2-1 概要

弁護士法 72 条における「鑑定」とは、「法律上の専門知識に基づいて法律事件について法律的 見解を述べること」である.よって「法律上の専門知識に基づ」くこと、「法律的見解を述べるこ と」であるかが鑑定に当てはまるための要件であると考えられる.

また、「その他の法律事務を取り扱」うこととは、「法律上の効果を発生、変更する事項の処理」 や「確定した事項を契約書にする行為のように」、「法律上の効果を保全・明確化する事項の処理 ²⁰」が含まれる.

2-2-2-2 裁判例の傾向

「その他の法律事務を取り扱」うことについて裁判所の判断を示したものとしては、東京地判 平成28年7月25日がある。

原告がある企業との間で締結していた保安管理業務の委託契約の解除手続を被告が代行した行為は弁護士法72条の非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に違反しており,前述の委託契約を違法に解除され,委託契約に基づく給付請求権を侵害されたと主張して,原告契約が解除されなければ得られたはずの業務委託料及び遅延損害金の支払を求めた事例である.解除のための解約通知書には,従前の受託者との間の委託契約を解除する旨及び解除後は保安管理業務を被告等に委託する旨があらかじめ印字され,受託者,契約解除の年月,解除の対象となる委託契約の締結日,対象事業場の所在地及び名称の欄に記載事項を書き込めば通知書が完成するようになっており,被告は当該企業に代わって記入をした上原告に郵送した.この行為は,「単に本件解約通知書を郵送したという事実行為ではなく,法律上の効果を発生,変更する事項を保全,明確化する行為といえる」とし,「その他の法律事務を取り扱」うことに該当するとの判断を示した²¹.

¹⁶ 最一小決平成 22 年 7 月 20 日 判タ 1333 号 115 頁.

¹⁷ 札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日判タ 251 号 305 頁.

¹⁸ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)37 頁.

¹⁹ 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)38 頁.

²⁰ 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)653頁.

²¹ 東京地判平成 28 年 7 月 25 日判タ 1435 号 215 頁.

2-3 法務省の立場

2-3-1 概要

提供される AI 契約レビューサービスが弁護士法 72 条に該当するかどうかの最終的な解釈にかかわる判断は司法機関が下すことができる.ただし,これまで実際に AI 契約レビューサービス提供事業者が弁護士法 72 条違反として裁判に至ったケースはない.これまでに法務省は,AI 契約レビューサービスと弁護士法 72 条に関し見解を述べている.

これまでの回答には,

- 経済産業省グレーゾーン解消制度における回答(2020年~2022年)
- 内閣府規制改革推進会議 第 2 回スタートアップイノベーションワーキンググループ (2022 年 11 月) ²²
- 法務省大臣官房司法法制部「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護 士法第72条との関係について」(2023年8月)²³

がある.

本項では,契約審査サービスと弁護士法 72 条について上記で挙げた回答・ガイドラインから法 務省の見解をまとめる.なお,8 月のガイドラインにおける法務省の見解は,「生成 AI を用いたサービスの提供と同条との関係についても,原則として同様の枠組みで判断されるべき 24 」と判断して いる.

2-3-2 その他一般の法律事件

「『法律事件』とは,法律上の権利義務に関し争いや疑義があり,又は新たな権利義務関係の発生する案件」のこととした.「『その他一般の法律事件』に該当するというためには,同条本文に列挙されている『訴訟事件,非訟事件及び…行政庁に対する不服申立事件』に準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあり,あるいは疑義を有するものであるという」,先に挙げた最高裁判決(第一小法廷平成22年7月20日)の立場をとっており、『事件性』が必要だとしている.

8月のガイドラインでは、事件性があると考えられる具体例を挙げており、その一例として、「裁判外で紛争を解決して和解契約等を締結する場合」を挙げている。ただし、「いわゆる企業法務において取り扱われる契約関係事務のうち、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話合いや法的問題点の検討については、多くの場合『事件性』がない²⁵ 点も指摘している。

https://www8.cao.go.jp/kisei-

kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_02startup/231201/startup02_minutes.pdf, 2024 年 2 月 27 日閲覧 23 法務省大臣官房司法法制部「A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係について」 2024 年 2 月 27 日閲覧

²² 内閣府「第2回スタートアップイノベーションワーキンググループ議事録」,

²⁴ 法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」1頁

²⁵ 法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72 条との関係について」3 頁

2-3-3 鑑定その他の法律事務

「鑑定」とは、「法律上の専門的知識に基づき法律的見解を述べること」、「その他の法律事務」とは、「法律上の効果を発生、変更等する事項の処理」としている。「される具体的な機能や利用者に対する表示内容から判断されるべき」

現在提供されている AI 契約レビューサービスの機能を,作成・審査・管理の3つに分けて具体的な該当性について説明している.

例えば,作成においては,「非定型的な入力内容」や「極めて詳細な項目,選択肢が設定され」,「個別の事案における契約に至る経緯やその背景事情,契約しようとする内容等を法的に処理して,当該処理に応じた具体的な契約書等が表示される」と「『鑑定…その他の法律事務』に該当し得る」としている.

また,審査については,「記載内容について,個別の事案に応じた法的リスクの有無やその程度が表示される」機能や「個別の事案における契約に至る経緯やその背景事情,契約しようとする内容等を法的に処理して,当該処理に応じた具体的な修正案が表示される」機能は,該当する可能性がある.すなわち,修正機能が「記載内容の言語的な意味内容のみに着目して」いるか,「法的に処理」し「具体的な修正案が表示される」のかが基準となる.

契約書の管理サービスについては、「契約書等の記載内容について、随時自動的に、個別の事案に 応じた法的リスクの有無やその程度が表示」される場合、「『鑑定…その他の法律事務』に該当し 得る²⁶ とした.

2-3-4 法務省の立場に関する解釈

ここでいう「法的処理」とは具体的に何か、その定義について法務省は見解を明らかにしていない.先行研究では、「具体的なサービスにおけるシステム上の処理の方法を基に,何が言語的処理で,何が法的処理かを判断 27 」できるとの考えが示されている.自然言語処理による処理や,ChatGPTのような生成 AI は、「単なる言語的(な意味内容等に基づく)処理」との考えを示している.

また、「個別の事案における契約に至る経緯やその背景事情、契約しようとする内容等を法的に処理して・・・」との文言については、「具体的事案に即し、かつ、それが法的処理に該当する場合にはじめて鑑定等に該当する」²⁸と解釈できるとしている。

第3章米国の制度

3-1 制度の概要

米国では、州ごとに弁護士の業務やその範囲についての規定が定められている。また、アメリカ法曹協会(AmericanBarAssociation)が定める「法律家職務模範規則(Model Rules of Professional Responsibility)」にも同様の規定が存在する.日本における弁護士法72条の非弁護士による弁護士

²⁶ 法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72 条との関係について | 3-5 頁

 $^{^{27}}$ 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法 72 条 - 『法務省ガイドライン』を踏まえた鑑定等該当性についての検討 - 」 14 頁

²⁸ 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法 72 条 - 『法務省ガイドライン』を踏まえた鑑定等該当性についての検討 - 」8 頁

業務は、「Unauthorized Practice of Law (UPL)」と呼ばれて禁止されており、「法律家職務模範規則」においても規定されている。

本項では、まず、各州における弁護士業務をまとめ、「法律家職務模範規則」が定義する「Unauthorized Practice of Law (UPL)」について説明する.

3-2 各州の弁護士業務の定義

アメリカ法曹協会は「法律家職務模範規則」で「Unauthorized Practice of Law (UPL)」について下記のように定義している.

- 「(a) 弁護士は,ある管轄区域において,当該管轄区域における弁護士業務の規制に違反して弁護士業務を行ってはならず,また,そのような行為を行う他者を援助してはならない.
- (b) 当地域で弁護士として認可されていない弁護士は,以下のことを行ってはならない:
 - (1) 本規則または他の法律により許可されている場合を除き,本法域内において,弁護士業務を行うための事務所またはその他の組織的かつ継続的な拠点を設置すること.
 - (2) 公衆に対して,またはその他の方法で,その弁護士が本法域において弁護士資格を有すると表明すること.29|

この規則に基づき,米国各州で弁護士業務や範囲など制度が分かれている.そこで,アメリカ法曹協会(AmericanBarAssociation)は,作成した各州が定めている弁護士業務の定義をまとめた「State Definitions of the Practice of Law」として公表している.これをもとに調査を行った.

調査では、①定義の有無②法廷内外区別の有無③有償要件④業務内容⑤事業要件⑥例外規定、それぞれの項目に当てはまるか51 州まとめた表を作成した、なお、各項目の定義は以下である.

丰	1.	夂	面	\exists	σ	定義	
10		1	~	_	v_{J}		

項目	定義	選択肢
定義の有無	具体的な業務に関する規定があるか	有・無
法廷内外区	法廷並びに法廷関連業務についての規定とそれ以外の業	有・無
別の有無	務の規定が別れているか	
有償要件	報酬目的があるか	有・部分的に有・無
業務内容	下記4つに分けて,各定義に当てはまるかをまとめた.	(各項目で)
	・鑑定=「法律上の専門知識に基づいて法律事件につい	有・部分的に有・無
	て法律的見解を述べること30」.	
	・代理=「当事者に代わり当事者の名において法律事件	
	に関与すること ³¹ 」.	

²⁹https://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/publications/model_rules_of_professional_conduct/rule_5_5_unauthorized_practice_of_law_multijurisdictional_practice_of_law/

³⁰日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019)653頁

³¹日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019)653頁

	・仲裁/和解=「当事者間の紛争を仲裁判断を下すことによって解決すること ³² 」「争っている当事者に互いに譲歩することを求め争いを止めさせること ³³ 」 ・その他の法律事務=「法律上の効果を発生,変更する事項を処理すること ³⁴ 」.	
事業要件	「反復継続の意思35」があるか	有・無
例外規定	規定している内容に例外があるか	内容入力

まず、"practice of law"(弁護士業務)を定義付けていない州が一定数ある(13/51 州)ことがわかった[表2参照].定義がない州では,何が弁護士業務を構成するかについて,包括的な定義を設定することは不可能であることを理由として挙げているものが多数を占めた.

表 2: "practice of law"の定義の有無(n=51)

定義あり	38 州
定義なし	13 州

① 法廷内外区別の有無

日本の弁護士法は業務の有償や事業の条件をまとめて規定している.一方で,法廷に立つ業務とその他の法律事務の規定を分けている州が多い(29/38 州)ことがわかった[表 2 参照].そのような州では,法廷関連業務とそれ以外の業務が別の項で説明されている,または明らかに別文脈で定義されていた.

表 3: 法廷業務/法廷外事務 区別の有無(n=38)

分けて定義	29 州	
分けずに定義	9州	

② 有償要件

法廷業務については、②で法廷内外の業務で定義を分けている州と分けていない州それぞれで集計した.どちらの分類を見ても報酬に関する規定を設けている州は少数派であった.

法廷内外の業務で定義を分けている州[表3参照]のうち,有償について規定している州は,法定外業務にのみ有償要件を設けているケースが多い.

法廷業務について,全面的に有償要件を設けている州はなく,報酬がある方が"practice of law"に該当する可能性が大きくなる「when such services are performed for a fee, it is even more likely that they constitute the practice of law³⁶」と指摘するにとどめている傾向にある.また,訴訟関連の

³²日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019)653頁

³³日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019)653頁

³⁴東京高判昭和39年9月29日

³⁵川添万夫「判批」法曹会『最高裁判所判例解説刑事篇昭和34年度』(法曹会,初版,1968)441頁

³⁶ Board of Com'rs of Utah State Bar v. Petersen, 937 P.2d 1263 (Utah 1997).

アドバイスのみこの要件が適用されるといった,部分的に有償要件を設けている州が多かった.同様に法定外業務部分的に要件化している州では,不動産の所有権に関わる法的なアドバイスに関するものだけに限定しているケース³⁷が見受けられた.

表 4: 有償要件の有無 法廷内外で定義が異なる州 (n=29)

	法廷業務	法定外業務
有	0	6
一部有	4	5
無	25	18

法廷内外の業務で定義を分けていない州[表 4 参照]については,報酬目的についての言及がなかった.

表 5: 有償要件の有無 分けずに定義(n=9)

	法的業務の区別なし		
有	0		
一部有	0		
無	9		

③ 業務内容

業務内容についても,②で法廷内外の業務で定義を分けている州と分けていない州それぞれで集計した.

法廷関連業務では、細かな規定がなく、法廷に立つこと自体を業務要件としているものが多い.具体的な規定がある州では、法廷での代理、訴訟に関するアドバイス、法廷に提出する文章の作成の3点が挙げられていることが多かった[表6参照].

法廷外の業務は、法的助言や契約書作成を中心に規定している州が多く、事案の重要性や判断の 専門性を基準にいれている。また、法廷内外どちらの業務においても、仲裁や和解に関して明文化して規定している州は少なかった[表7参照].

表 6: 法廷関連の業務内容(n=29)

	鑑定	代理	仲裁/和解	その他の法律事務
有	11	18	2	17
一部あり	3	2	5	1
無	15	9	22	11

表 7: 法廷外の業務内容(n=29)

	鑑定	代理	仲裁/和解	その他の法律事務
有	28	16	3	29

³⁷ The State Bar Act. 2 Tex. Gov't. Code § 83.001.

一部あり	0	1	3	0
無	1	12	23	0

法廷内外の業務で定義を分けていない州[表8参照]については,鑑定その他の法律事務を弁護士業務としている場合が多く,仲裁/和解や代理についての言及がない州が多かった.

表 8: 法廷内外分けずに定義した業務内容(n=9)

	鑑定	代理	仲裁/和解	その他の法律事務
有	8	2	0	6
一部あり	0	3	3	1
無	1	4	6	2

④ 事業要件

事業要件についても、②で法廷内外の業務で定義を分けている州と分けていない州それぞれで集計した。この要件を定めていない州が多かった.一方、定めのある州では、職業として「As a vocation、As a vocation As a v

表 9: 事業要件の有無① (n=29)

	法廷業務	法定外業務
有	1	3
一部有	0	1
無	28	25

表 10: 事業要件の有無② (n=9)

	法的業務の区別なし		
有	0		
一部有	1		
無	8		

⑤ 例外規定

例外規定が存在した州は9州あった.少額訴訟手続きや公認会計士の業務範囲,自己の権利に関わるものについては例外としている州が見られた.また,本研究のリーガルテックに関係する部分

³⁸ 34 Code of Ala., § 34-3-6.

³⁹ Fink v. Peden, 17 N.E.2d 95 (1938).

⁴⁰ 川添万夫「判批」法曹会『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和 34 年度』(法曹会,初版,1968) 441 頁 ⁴¹ Vol. 1A, W.Va.Code, at 267-68 (1982 Repl.Vol.). WV ST § 30-2-4.

としては,「弁護士業務」には,文書,書籍,書式,コンピュータ・ソフトウェア,または同様の製品の 設計,作成,出版,配布,表示,または販売(インターネット・ウェブサイトによる出版,配布,表示,また は販売を含む)は含まれないとしたテキサス州の例外規定がある.

また,上記③から⑤までで示した以外の基準もいくつか存在する.

コロンビア特別区(District of Colombia)では,弁護士業務の基準として,信頼関係や依存関係「client relationship of trust or reliance⁴²」の有無,弁護士業務を行う権限や能力が明示的または黙示的に表明されているかどうか「explicit or implicit representation of authority or competence to practice law⁴³」を挙げている.パラリーガルや法学教授の業務など,それらの基準のどちらかを否定することができれば弁護士業務には該当しないと規定している.

また,アイオワ州では業務に専門的判断「professional judgment of the lawyer⁴⁴」が必要かどうかを基準としている.専門的判断とは,法律の一般的な体系と哲学を,依頼者の特定の法的問題に関連付ける教養ある能力「the educated ability to relate the general body and philosophy of law to a specific legal problem of a client⁴⁵」と定めている.

これらの調査から、日本と大きく異なる点として、弁護士の業務自体を定義していない州が一定数あり、非弁行為について争われる裁判においては、その立法目的などから包括的に判断するとしていた.「既に弁護士業務が著しく多様化している⁴⁶」米国では、このような方法をとることによって個別に議論を進めて弁護士業務のあり方について検討していると考えられる.

3-3 AI 契約レビューサービスに関わる裁判例

リーガルテックサービスに関わる裁判としては,LegalZoomというサービスが対象となった訴訟がある.

LegalZoom とは、1999年に設立され、オンラインで法的文書の書式やサービスを提供しているカルフォルニアをベースとしている事業者である。ユーザーは特定の内容をフォームを入力することで、法的文章をダウンロード、印刷することができるサービスを提供している。ウェブサイト上で"オンライン質問"と呼ばれる"分岐インテークメカニズム"(または decision tree)を利用し、顧客に回答を入力させ、その回答をもとにデータファイルを作成し、LegalZoomの従業員がそのデータファイルの内容について確認をおこなった後、ソフトウェアを使って自動的に法律文章を作成し、顧客に完成した法的文章を納品するというサービスを展開していた。

LegalZoom は,2010 年ごろから 4 州において訴訟が発生している.

⁴² 6 Court Rules of D.C. Rule 49.

⁴³ 6 Court Rules of D.C. Rule 49.

⁴⁴ Iowa Supreme Court Com'n on Unauthorized Practice of Law v. Sturgeon, 635 N.W.2d 679 (Iowa 2001).

⁴⁵ Iowa Supreme Court Com'n on Unauthorized Practice of Law v. Sturgeon, 635 N.W.2d 679 (Iowa 2001).

⁴⁶ 石田京子「アメリカにおける弁護士・依頼者関係の規律――比較法の視点から」法社会学第 70 号 (2009 年)

裁判例	州	日時	判断
Janson v. LegalZoom.com, Inc.47	ミズーリ州	2010	非弁行為に該当
Lowry v. LegalZoom.com, Inc. ⁴⁸	オハイオ州	2012	判断を延期
Medlock v. LegalZoom.Com, Inc. ⁴⁹	サウスカロライナ州	2013	非弁行為に該当
			しない
LegalZoom.com, Inc., v. N.C. State Bar, ⁵⁰	ノースカロライナ州	2015	判断を延期

ミズーリ州の Janson v. LegalZoom.com, Inc. (2011) では,当該サービスは非弁行為に該当すると判断された.本件は,LegalZoom 社に対し,その消費者たちがミズーリ州法に基づく不法な法律行為などを禁止する差止命令による救済を求めた集団訴訟の事案であり,主に,LegalZoom 社が無許可の弁護士業務に従事することによってミズーリ州法に違反したかどうかが争われた.裁判所は,法的文書作成サービスは,ミズーリ州法に基づく無許可の法律行為に該当すると判断した.

ミズーリ州法は,正式に免許を受けた者以外が「弁護士業務(practice of law)」や「法律事務(law business)」を行うことを禁止している。「弁護士業務(practice of law)」とは,「書類,答弁書もしくは文書を作成すること,またはそのような立場で何らかの行為を行うこと」,「法律事務(law business)」とは,「世俗的な法律に関して,個人,会社,団体,または法人に,有価な対価を払って助言または相談すること,あるいは世俗的な権利に影響する,または関連する書類,文書,または文書を,有価な対価を払って作成すること,または作成することを手配すること,または作成を援助すること,あるいは代表的な立場で有価な対価を払って行為を行うことであり,個人,会社,団体,または法人のために,あらゆる財産または財産権を得ること,または得る傾向にあること,または確保する信向にあること 51」が含まれると定義している.

本件では LegalZoom の提供するサービスを,顧客が求める白紙の法的フォームを提供する Web サイトと,LegalZoom の従業員が,アンケートの回答データのスペル・文法上の誤り,名前,住所等の一貫性を確認してテンプレートに追加するサービスの2つに分けて判断したところ,後者について LegalZoom 社の広告で「法的書類は当社が準備します」と消費者を安心させ,顧客が「回答したら LegalZoom が引き継ぐ」と主張している点を挙げ,有償の法的文書作成サービスであるとした.LegalZoom の従業員が,データファイルの完全性,スペルおよび文法上の誤り,名前,住所,およびその他の事実情報の一貫性を確認する点や,プロセスの後半で,レビューされた情報がテンプレートに挿入された後,最終文書の書式設定の品質をレビューするといった点を挙げ,LegalZoom が提供する法的文書作成サービスは自助努力(self-help)の範囲を超えているとしている.52

⁴⁷ Janson v. LegalZoom.com, Inc., 271 F.R.D. 506 (W.D.Mo.2010).

⁴⁸ LegalZoom.com, Inc., v. N.C. State Bar, No.11 CVS 15111, 2015 NCBC 96 (N.C. Oct.22, 2015).

⁴⁹ Medlock v. LegalZoom.Com, Inc., No.2012-208067, 2013 S.C. LEXIS 362(S.C. Oct.18, 2013).

⁵⁰ Lowry v. LegalZoom.com, Inc. United States District Court, N.D. Ohio, Eastern Division. (July 19, 2012) Not Reported in F.Supp.2d2012 WL 2953109.

⁵¹ Janson v. LegalZoom.com, Inc., 271 F.R.D. 506 (W.D.Mo.2010).

⁵² Janson v. LegalZoom.com, Inc., 271 F.R.D. 506 (W.D.Mo.2010).

サウスカロライナ州の Medlock v. LegalZoom.Com, Inc. (2013) では,ミズーリ州の事例と同様 に,無許可の弁護士業務を理由に LegalZoom が訴えられ,和解に至った.この事案で扱われた,提供 されていた LegalZoom のサービスには,従業員を使ってそのデータファイルの内容について確認 をおこなう機能がなく,自動化されたプロセスを使用して法的文書を作成するサービスが無許可の 弁護士業務にあたるかどうかが判断された.サウスカロライナ州では,弁護士業務について定義を 定めず,無許可の弁護士業務であるかどうかをケースバイケースで扱って判断している.弁護士業務 の該当性について争われた過去の判例は主に2つある.購入したコンピュータのソフトウェア・プ ログラムを利用して,家庭裁判所で提出するための法的文書の作成したり,離婚,親権,別居,養育費 について有償で個人に法的助言を与えた事案について,他人のために法律文書を作成することは, その作成が法律問題に関する助言,相談,説明,勧告を行うことを含む場合,弁護士業務に該当すると 判断した State v. Despain と,遺言書の作成を行った行政書士(Scrivener)が,法律問題に関する助 言,協議,説明,勧告を伴って作成が行われていたことを受け,弁護士業務に該当すると判断された Franklin v. Chavis である.これらの裁判例を踏まえ,LegalZoom は顧客が提供した元の入力を逐語 的に記録し、その情報を既存のフォームに逐語的に転送し、スペルやその他の誤字の問題に対処す るために情報を後で編集し,顧客の承認を受けるというサービス形態は単なる書記官としての役割 を果たしているにすぎないとして,法律行為に当たらないと判断した.

本件は,Legalzoom が 2 年間の間,州,地方の政府機関,裁判所により公布されたセルフへルプフォームと同じものを提供するか,サウスカロライナ州の顧客にオンラインで販売される前に,サウスカロライナ州で弁護士資格を有する弁護士により審査され承認された,オンライン対話型セルフへルプフォーム文書およびテンプレートのみを提供すること等に同意する内容の和解契約をむすんだ⁵³.

ノースカロライナ州の LegalZoom.com, Inc., v. N.C. State Bar(2015)は,原告 LegalZoom が, ノースカロライナ州の消費者にインターネットベースの文書サービスを提供する権利を主張する被告ノースカロライナ州法廷に対して訴訟を起こし,無許可の弁護士業務にあたるかの判断が延期された事例である.無許可の弁護士業務について,州法第 84 条で「報酬または対価の有無にかかわらず,法律上の助言または助言を与えること」,「他人に法律事務を提供すること」,「他人,会社または法人のために直接または他人を通じて遺言書または遺言処分,信託文書を作成すること」,「他人,会社または法人のためにその他の法律文書を作成すること」等規定しているが,"legal advice or counsel," "legal document(s)," "legal services."といった用語を定義していない.本件では,過去の裁判例上認められている,助言や法的判断の表明を伴わなければ他人が提供した情報を記録できるとする原則「書記の例外("scrivener's exception,")」が LegalZoom が提供するサービスに適用されるかが検討された.すなわち,このソフトウェアが単なる書記として機能するか,自己弁護に従事する顧客を適切に支援するかどうかが判断基準であるところ,LegalZoom のサービスが作成する法的書式が州政府機関の書式に密接に追従している場合や顧客の提供情報が定型的である場合,顧客の回答に基づいて書式の重要な部分が追加または省略されない場合は「書記の例外」に該当するが,証書の法的記述を取得・承認する,潜在的に干渉する商標をレビューし評価す

⁵³ Medlock v. LegalZoom.Com, Inc., No.2012-208067, 2013 S.C. LEXIS 362 (S.C. Oct.18, 2013).

るなど,情報を記録する以上のことを行う事例では「書記の例外」にあたらない可能性を指摘した.ただ,分岐ソフトウェアの詳細なプロセスについてさらなる事実の記録が必要であるとして,無許可の弁護士業務の問題はこの時点で決定されるべきではないと結論付けられた⁵⁴.

本件は2015年に和解に達し,LegalZoomは,フォームまたはテンプレートが弁護士のアドバイスやサービスに代わるものではないことをノースカロライナ州の消費者に公にすると共に,ノースカロライナ州で弁護士の資格を有する弁護士がLegalZoomが提供する各文書テンプレートをレビューして承認することを義務付けるという要件が設けられた55.

これの裁判では、判断自体は分かれているが、一定の基準があることがわかる。すなわち、無許可の 弁護士業務について、顧客から提供された定型的な情報をもとに自動的に法律文章を作成するサー ビスは認められる傾向にある.一方、顧客に対し、その内容について修正を加えるサービスについて は、無許可の弁護士業務として判断される傾向が高いことがわかった.また、提供されている形態が、 セルフヘルプ用のキット<u>商品</u>(a kit for self help)なのか、法的文書の作成する<u>サービス</u>として扱 われるのかといった点も基準となっている⁵⁶.

LegalZoom のサービスについて訴訟に発展している事例を取り上げたが,オハイオ州やペンシルバニア州では,規制当局による調査が行われていた⁵⁷.契約書の自動提供サービスの提供については2015年の和解をもって収束していったようだ,州の弁護士によって審査されたフォームを使うことや弁護士の代わりになるサービスではないことを明示することによってサービスの提供を続けており,2021年には評価額30億ドルを超える企業に成長している⁵⁸.

第4章リーガルテックサービスの現状と展望

4-1日本で提供されているサービス

2023年の日本のリーガルテックの市場規模は 353億円といわれており、CAGR 9.8% (2016~23年)と試算されている 59 .本研究では、現在日本で AI 契約レビューサービス提供されている代表的な 2事業者に直接の問い合せをおこない,日本におけるサービスの現状や展望について調査を行った。

https://www.blackpeakcapital.com.au/wp-content/uploads/2022/06/AGC-Legal-Compliance-Tech-Feb-2022.pdf 21頁, 2024年2月27日閲覧

⁵⁴ LegalZoom.com, Inc. v. North Carolina State Bar, Not Reported in S.E.2d (2014).

⁵⁵ LegalZoom.com, Inc. v. North Carolina State Bar, Not Reported in S.E.2d (2015).

⁵⁶ Janson v. LegalZoom.com, Inc., 271 F.R.D. 506 (W.D.Mo.2010).

⁵⁷ LegalZoom.com, Inc. v. North Carolina State Bar, Not Reported in S.E.2d (2014).

⁵⁹ 矢野経済研究所「リーガルテック市場に関する調査を実施(2019 年)」, https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/2224 , 2024 年 2 月 27 日閲覧

調査項目は、①サービス詳細(契約の種類、社内弁護士の関与、生成 AI の活用状況・方針)、②今後サービス展開、③米国リーガルテック市場の動向(関係する場合)④関連制度に関しての企業としての意見の項目に分けた.

調査の詳細と明らかになった点は別紙資料を参照.

加えて,AI 契約レビューサービスの提供事業者団体についても問い合わせを行った. 調査の詳細と明らかになった点は別紙資料を参照.

インタビューを踏まえ,日本における AI 契約レビューサービスの現在のミッションは,「見落としや抜け漏れをなくすこと」や「企業法務における社内ノレッジの集約・共有・活用」であると考えられる.

また,日本においてサービス提供事業者による業界団体としての基盤が整ってきており,内閣府 規制改革推進会議における事業者サイドの要望を発信したり,それらの内容が少なからず8月のガ イドラインに反映されていることがわかった.

4-2米国で提供されているサービス

米国においてリーガルテック市場は,およそ 4,650 億ドル(2018 年時点)であり世界最大の市場規模を誇っている 60 .

その中で,契約の作成や締結に関わるリーガルテックとして代表的なのが,Ironclad である.「企業法務チーム向けにデジタル契約書プラットフォームを提供⁶¹」しており,「契約書の作成と管理, さらに関係者のコラボレーションや交渉もサポートしている」.「取引先と大量の契約を行う法務チームが使いやすい機能,仕組みを整えて」いる点が強みで,2022 年には評価額 32 億ドルに到達した企業である⁶².

契約のレビューに関わる部分では、Ironclad AI という機能がある、契約に至る情報をデータ化し、リスクの指摘や契約書作成においてインサイトを提供したり、契約の内容からそのプロセス情報をデータとして集計しレポートにまとめるといった機能の他に、ファイル内の情報を読み取り、記録として残す機能も併せ持つ、他にも、ユーザーが契約書の雛形を選択し、フォームに記入したり選択

https://www.blackpeakcapital.com.au/wp-content/uploads/2019/10/AGC-Legal-Compliance-Tech-Sep-2019.pdf , 21 頁, 2024 年 2 月 27 日閲覧

⁶¹ TECHBLITZ 編集部,「契約をデジタル化せよ.弁護士が起業したデジタル契約書プラットフォーム Ironclad」, 2020 年 11 月 10 日, https://techblitz.com/ironclad/, 2024 年 2 月 27 日閲覧

⁶²Kenrick Cai「Ironclad Reaches \$3.2 Billion Valuation In Race To Build Software For Business Contracts」Forbes, 2022 年 1 月 22

日,https://www.forbes.com/sites/kenrickcai/2022/01/18/ironclad-series-e-3-billion-valuation/?sh=6af4d0d25253, 2024 年 2 月 20 日閲覧

肢を選ぶことで,直接契約書を作成することもできる.Playbook と呼ばれる機能を使うと,レビューが必要と思われる部分が映し出され修正案を得ることもできる⁶³.

日本で提供されているサービスと比較すると、米国で提供されているサービスは契約審査にかか わる技術に大きな差は見られないようだが、契約締結に関わる工程をより広く、シームレスに支援 している点において先進的であると評価できる.

4-3 生成 AI

生成 AI の活用のされ方は,上記リーガルテックのサービスに GPT API などを利用し,生成 AI を組み込む形で利用する場合と,ユーザーが ChatGPT などに直接プロンプトを打つことで利用する場合の 2 通りが考えられる.前者に関しては,4-1.4-2 で記述の通りである.本項では,ユーザーが直接 ChatGPT を契約のレビューを行うために利用する場合について論じる.

まず、ChatGPT の利用規約には以下のような記載がある.

「次のような状況でのモデルの使用は許可されていません.

. . .

許可されていない法律実践に従事したり,合格者の審査情報なしにオーダーメイドの法律アドバイスを提供する.

OpenAI のモデルは法的助言を提供するために微調整されていない.あなたは法的助言の唯一の源泉として私たちのモデルに依存してはならない.⁶⁴

これらの規定は,日本の弁護士法 72 条が禁止している内容について言及していると考えられる.なお,これらの規定の「許可されていない法律実践」や「法的助言を提供するために微調整されていない」点など,特に有償版 ChatGPT の提供と弁護士法との関係について OpenAI 社としての見解を書面で求めたが.回答は得られなかった.

次に、ChatGPT に直接プロンプトを打ち、契約の作成とレビューが可能かどうか、GPT-4を使用し検証を行った.その結果、まず契約の生成について、「契約書の基本的な構成要素を示す一般的な例」として雛形契約の生成が可能である.また、雛形生成後に具体的な背景について文章で内容を入力すると雛形の型に合わせて内容を挿入することも可能であることがわかった.また、特定の内容について条項を増やすよう指示すると条項レベルで生成することも可能である.

また,契約書の修正やレビューについては,用語の統一,表現の明確化,言い回しや文体の修正,番号付けや文章構造の整理が可能である.ただ,背景情報を踏まえて,具体的な条項がもたらす法的な効果の違いを根拠に修正を行うことはなかった.

⁶³ Ironclad 「ai based contract management」 https://ironcladapp.com/product/ai-based-contract-management/, 2024 月 2 月 17 日閲覧

⁶⁴ OpenAI ドキュメント(日本語版),「利用規約」,https://openai.itshinan.jp/usage-pilicies/, 2024/02/20 閲覧

加えて,GPT-3.5 及び GPT-4 どちらを使用した場合でも,法律に関係するプロンプトには,「法律専門家に相談し,法的なアドバイスを受けることを強くお勧めします.」といった旨の文言が添えられる.

以上の点から、ChatGPTを利用した契約の作成・修正に関しては以下の機能が利用可能であると考えられる.

- 事案に合わせた一般的な雛形の選定と生成
- 指示に合わせた具体的な条項の追加
- 文の構成や全体の構造に関する修正とその根拠の提示
- 法的な効果やリスクに関する原則の提示

契約の生成については,あくまで契約類型に合わせた雛形を生成するため,事例に適する契約の型の選定や,雛形の生成後に背景情報を整理して条項に当てはめて記載できる.

実務においては,契約のレビューのために ChatGPT を直接利用することは現実的ではないとの指摘もある⁶⁵.例えば,無料で利用できる GPT-3.5 は 2022 年 1 月までのデータしか学習していないため,直近の法改正などに対応できていない.また,「個々の利用状況において本当に ChatGPT を信頼できるのか,仮に一定程度以上は信頼できるとしても,どの程度信頼できるかに関する判断が難しい⁶⁶」という信頼性の問題もある.さらに,ChatGPT は「入力されたテキストの各単語が他の単語とどの程度関連しているかが計算されこのような観念でも踏まえてある単語の次に続く端確率が高い単語を予測して出力され⁶⁷」る,「トランスフォーマー」と呼ばれる技術によって文字を生成している.そのため,人間と同じ方法で推論することや理由を上げることが難しく,その説明ができない点などが挙げられる.

第5章考察

5-1 ガイドライン上では適法だが,今後問題となると考えられる部分

8月の法務省のガイドラインが公開されたことで,基準が明確になり,かつ具体的な事例が挙げられたことで,契約書の雛形と実際の契約書の突合結果を表示することを基本とする現在の AI 契約レビューサービスは適法であることが明らかになったと考えられる.

一方で、それ以外の方式による契約書の評価については、必ずしも明らかになっていない、この点については課題が残っていると考えられる。たとえば、現在提供されている ChatGPT については、一般的な雛形の提示や論点の洗い出しといった、個別の事例に対して具体的な修正や評価を含まない範囲で運用されているようである。現在のガイドラインでは、契約レビューサービスの機能の「入力内容」と「処理方法」に着目し、「具体的事例」かつ「法的処理」である場合に、具体的な契約書や修正案が出力されることを想定している。しかし、今後生成 AI の精度向上や、法律に特化し

⁶⁵ 松尾剛行『ChatGPT と法律実務』(弘文堂,初版,2023 年)11 頁

⁶⁶ 松尾剛行『ChatGPT と法律実務』(弘文堂,初版,2023 年)8 頁

⁶⁷ 福岡真之介,松下外『生成 AI の法的リスクと対策』(日経 BP,初版,2023 年)25 頁

た生成 AI モデルの台頭により、「具体的事例」ではあるが、「法的処理」でない場合にも、具体的な 契約書や修正案が出力される可能性があると考える.

先行研究では、ChatGPT などの生成 AI は、「単なる言語的(な意味内容等に基づく)処理」であり、「法的処理」として含まれないと評価しているものがある。その場合、生成 AI のモデルは個別の事例に基づいて具体的な修正案を提示するなど契約審査を行うことができることになる。しかし、「鑑定…その他の法律事務」に関して「法的処理」の定義についての法務省の見解は曖昧であり、今後明確にされる必要がある。

一方で、生成 AI は「ある単語の次に続く確率が高い単語を予測して出力され⁶⁸」る.すなわち、本当は正しくレビューできていないのに、見かけでは「もっともらしい」レビューを行い、利用者が害を被る可能性が出てくる可能性がある。そういったケースが発生した場合、現在の弁護士法 72 条の解釈では、言語的処理によって修正案を提示しているだけであるから、適法として判断されてしまうとも考えられる。そうであるならば、機能制限などによって法的な内容に関して回答を規制しない生成 AI が現れた場合に、制度として規制していくのか、サービスの質の担保が市場原理によって一定程度保障されると考え、機能制限などによって利用者に不利益が及ばないような施策を事業者が自らとるよう任せておくのかといった議論が生じる可能性がある。

5-2 法務省ガイドラインの問題点

現在,法務省のガイドラインで問題になり得るとされているケースとして,「紛争性のある事案についても対応可能で,かつ,事案の具体的な内容も踏まえて契約書の内容に関するリスクとなりうる部分を指摘し,説明を加える機能」がある.

この考え方によると、「法的リスクの有無やその程度」自体は指摘せず、法的リスクとなりうる部分や条項について、その関連する可能性がある情報を提示する機能があった場合も、法的リスクの指摘をおこなっているため、「法的リスクの有無」に該当し「鑑定」にあたると考えられる.

しかし、このような場合には、リスクに関わる最終的な判断や評価には関与しておらず、その判断材料となる情報を収集し、また推論に関わる途中過程までを自動化していると評価できる。「法律秩序を害する」行為を禁止するとした弁護士法72条の立法趣旨を鑑み、個別具体的な事案について、最終的な判断には関わらず、特定の条項についての論点を洗い出し、考えられそうなリスクについて判断の基準になりそうな部分のみを提示する機能は、「鑑定」にあたらないと考えるべきである.

謝辞

本研究を進めるにあたり,中央大学国際情報学部 小向太郎教授には,指導教員として終始熱心なご指導を頂きました.心から感謝いたします.

また,温かいご助言と多数の資料を提供いただいた,桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾剛行先生にも大変お世話になりました.お礼申し上げます.

さらに,インタビューに応じてくださった,企業や協会の皆様にも大変お世話になりました.お礼申し上げます.

⁶⁸ 福岡真之介,松下外『生成 AI の法的リスクと対策』(日経 BP,初版,2023 年)25 頁

最後に,中央大学国際情報学部の教員の皆様には,本論文の執筆にあたり多くのご助言,激励を頂きました.本当にありがとうございました.

本研究は iTL 先端的プロジェクト奨学金の支援を受けて実施しました.

参考文献

- 小暮匠「リーガルテックと弁護士法 72条」研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP) 2023-EIP-99巻 23号1-5頁
- 日本弁護士連合会調査室『条解弁護士法』(弘文堂,第5版,2019年)647-653頁
- 深澤諭史『弁護士のための非弁対策 Q&A』 (第一法規,改訂版,2020 年)35 38 頁
- 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワーク・ローレビュー第 18 巻 1 頁(2019)
- 矢野経済研究所「リーガルテック市場に関する調査を実施(2019年)」,
 https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/2224, 2024年2月27日閲覧
- 経済産業省 Web ページ「グレーゾーン解消制度の活動事例」
 https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray_zone.html,
- 札幌地判昭和 45 年 4 月 24 日判タ 251 号 305 頁.
- 最一小決平成 22 年 7 月 20 日 判タ 1333 号 115 頁.
- 東京地判平成28年7月25日判タ1435号215頁.
- 東京高判昭和 39 年 9 月 29 日高刑集 17 巻 6 号 597 頁.
- 川添万夫「判批」法曹会『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和 34 年度』(法曹会,初版,1968)441 頁.
- American Bar Association 「State Definitions of the Practice of Law」,
 https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/professional_responsibility/model-def_migrated/model_def_statutes.pdf, 2023 年 11 月 27 日閲覧
- American Bar Association 「General Assembly of North Carolina HB 436 to Further Define the Practice of Law」,
 http://www.ncleg.net/Sessions/2015/Bills/House/PDF/H436v5.pdf, 2023 年 11 月 27 日閲
- South Dakota legislative research council, 「Codified Laws 16-18-34. Definition of legal assistant.」, https://sdlegislature.gov/Statutes/16-18, 2023 年 11 月 27 日閲覧
- 内閣府「内閣府規制改革推進会議 第2回スタートアップイノベーションワーキンググループ議事録」, https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_02startup/231201/startup02_minutes.pdf, 2024 年 2 月 27 日閲覧
- 法務省大臣官房司法法制部「A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護 士法第72条との関係について」, https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf, 2024年2月27日閲覧
- Board of Com'rs of Utah State Bar v. Petersen, 937 P.2d 1263 (Utah 1997).

- The State Bar Act, 2 Tex. Gov't. Code § 83.001.
- 34 Code of Ala., § 34-3-6.
- Vol. 1A, W.Va.Code, at 267-68 (1982 Repl.Vol.). WV ST § 30-2-4.
- 6 Court Rules of D.C. Rule 49.
- Iowa Supreme Court Com'n on Unauthorized Practice of Law v. Sturgeon, 635 N.W.2d 679 (Iowa 2001).
- 松尾剛行『ChatGPT と法律実務』(弘文堂,初版,2023 年) 8-11 頁
- 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法 72 条 − 『法務省ガイドライン』を踏まえた鑑定等該 当性についての検討 − 」
- Ironclad 「ai based contract management」 https://ironcladapp.com/product/ai-based-contract-management/, 2024 月 2 月 17 日閲覧
- 福岡真之介,松下外『生成 AI の法的リスクと対策』(日経 BP,初版,2023 年) 25 頁
- AGC Partners 「Legal, Compliance & Regulatory Technology 2019」
 https://www.blackpeakcapital.com.au/wp-content/uploads/2019/10/AGC-Legal-Compliance-Tech-Sep-2019.pdf, 21 頁, 2024 年 2 月 27 日閲覧
- AGC Partners 「Legal & Compliance Tech Market Update 2022」
 https://www.blackpeakcapital.com.au/wp-content/uploads/2022/06/AGC-Legal-Compliance-Tech-Feb-2022.pdf 21 頁, 2024 年 2 月 27 日閲覧
- Kenrick Cai 「Ironclad Reaches \$3.2 Billion Valuation In Race To Build Software For Business Contracts」 Forbes, 2022 年 1 月 22
 日,https://www.forbes.com/sites/kenrickcai/2022/01/18/ironclad-series-e-3-billion-valuation/?sh=6af4d0d25253, 2024/02/20 閲覧
- TECHBLITZ 編集部,「契約をデジタル化せよ.弁護士が起業したデジタル契約書プラットフォーム Ironclad」, 2020 年 11 月 10 日, https://techblitz.com/ironclad/, 2024 年 2 月 27日閲覧
- OpenAI ドキュメント(日本語版),「利用規約」,https://openai.itshinan.jp/usage-pilicies/,
 2024年2月20日閲覧
- 石田京子「アメリカにおける弁護士・依頼者関係の規律――比較法の視点から」法社会学 第70号 (2009年)
- Janson v. LegalZoom.com, Inc., 271 F.R.D. 506 (W.D.Mo.2010).
- LegalZoom.com, Inc., v. N.C. State Bar, No.11 CVS 15111, 2015 NCBC 96 (N.C. Oct.22, 2015).
- LegalZoom.com, Inc. v. N.C. State Bar, Not Reported in S.E.2d (2014).
- Medlock v. LegalZoom.Com, Inc., No.2012-208067, 2013 S.C. LEXIS 362(S.C. Oct.18, 2013).
- Lowry v. LegalZoom.com, Inc. United States District Court, N.D. Ohio, Eastern Division.
 (July 19, 2012) Not Reported in F.Supp.2d2012 WL 2953109.